

狩猟期間の事故防止

狩猟期間 令和7年11月15日～令和8年2月15日、
 岐阜県では、**イノシシ及びニホンジカ**の狩猟に限り、**狩猟期間が延長!**
【11月1日～11月14日】・・・わな猟のみ可能（とめさしのみ猟銃等使用可）
【2月16日～ 3月15日】・・・わな猟及び銃猟が可能



★ 入山者の皆さんへ

オレンジ色や黄色など、目立つ色の服を着たり、携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
 わなは非常に危険なので、わな設置の標識がある場所には近づかないようにしましょう。

☆ 狩猟者の皆さんへ

必ず、周囲への目配り、気配りをお願いします。
 発射方向に人家や道路があったり、人がいたりする可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。狩猟中の移動時であっても必ず脱包してください。
 事故防止を第一として、無理をせず、余裕をもって狩猟を行いましょう。



11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です

犯罪の被害にあった人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すためには、周囲の人たちが、犯罪被害者等の置かれた状況を理解することが大切です。詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。



駅前交番からのお知らせ

窃盗事件発生中

恵那市大井町地内において空家に対する窃盗事件が多発中です。

空家に貴重品等置いたままにしている的空家の整理整頓は早めに行いましょう。

警察官を騙る詐欺発生中

恵那市内においても同様の詐欺事案が多数確認されています。

- ◆ 警察は活動でLINEを使っています
- ◆ ○○しないと逮捕されるという文言には要注意

注意を

◆ 警察は銀行又はATMでお金を振り込むように指示しません

若い人も騙されています、自分は大丈夫と思わず注意しましょう。

岐阜県警察
公式SNS



YouTube



X



Instagram

事件・事故は「110番」へ

事件・事故以外の相談は「#9110」

